

個人情報取扱特記事項

(法令等の遵守)

第1条 受注者は、個人情報保護法、番号法、個人情報保護委員会が定める、個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）（以下「事務対応ガイド」という。）及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、本個人情報特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。また、これらのほか、発注者が定める長浜市の保有する個人情報等管理規程（令和6年長浜市訓令第46号）、長浜市情報セキュリティ基本方針に関する規程（平成28年長浜市訓令第36号）及び長浜市情報セキュリティ対策基準に関する規程（平成28年長浜市訓令第37号）に基づき、特記事項を遵守しなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(取扱責任者等の報告)

第3条 受注者は、個人情報の取扱責任者及び取扱者を定め、あらかじめ、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報の取扱責任者及び取扱者を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告しなければならない。

3 取扱責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう取扱者を監督しなければならない。

4 取扱者は、取扱責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、あらかじめ、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告しなければならない。

3 受注者は、発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第5条 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における取扱者が遵守すべき事項その他委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、取扱責任者及び取扱者全員に対して実施しなければならない。

(取得の制限)

第6条 受注者は、委託業務において利用する個人情報を取得するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(守秘義務)

第7条 受注者は、委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

(再委託)

第8条 受注者は、委託業務の全部を再委託してはならない。

2 受注者は、委託業務の一部をやむを得ず再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する業務の内容及び範囲、再委託する必要性及び再委託予定者を選定した理由等を明確にした上で、あらかじめ、書面により再委託する旨を発注者に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合受注者は、再委託先に発注者が受注者に求める個人情報の安全管理措置と同等の措置を講じさせるとともに、特記事項に基づく一切の義務を遵守させ、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先における委託業務の履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 第1項から第4項までの規定は再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(個人情報の管理)

第9条 受注者は、事務対応ガイド及びガイドラインに基づき、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、前項により講じる安全管理措置について、あらかじめ、書面により発注者に報告しなければならない。

3 受注者は、委託業務において利用する個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を保持している間は、次の各号の定めるところにより、特定個人情報等の管理を行わなければならない。

（1）個人番号を取り扱う事務、特定個人情報等の範囲及び同事務に従事する取扱者を明確化し、取扱規程等を策定すること。

（2）組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。

（3）取扱責任者及び取扱者の監督を行うこと。

（4）特定個人情報等を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、特定個人情報の返却又は廃棄を行うこと。

（委託業務において利用する個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第10条 受注者は、委託業務において利用する個人情報について、委託業務の目的以外の目的で利用してはならない。また、受注者は、発注者が指示した場合を除き委託業務において利用する個人情報を無断で第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第11条 受注者は、委託業務において利用する個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製する場合は、必要最小限に限定することとし、あらかじめ、書面により発注者に報告しなければならない。

（受渡し）

第12条 受注者は、発注者と受注者間の個人情報の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、発注者に個人情報の預り証を提出しなければならない。

（個人情報の返却、消去又は廃棄）

第13条 受注者は、委託業務の終了（第18条に基づく契約解除を含む）後、速やかに、委託業務において利用する個人情報について、発注者の指定した方法により、返却、消去又は廃棄を実施しなければならない。

2 受注者は、委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄する個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者に報告しなければならない。

3 受注者は、委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、委託業務において利用する個人情報の消去又は廃棄に際し発注者が立会いを申し出た場合は、これに応じなければならない。

5 受注者は、委託業務において利用する個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、写真等を付した書面により発注者に報告しなければならない。

（定期報告及び緊急時報告）

第14条 受注者は、発注者に対して、個人情報の取扱いの状況について定期的に報告しなければならない。

2 前項のほか受注者は、発注者から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

（監査及び調査）

第15条 発注者は、個人情報の取扱いについて、特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、実地の監査又は調査等を行うことができる。

2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者及び再委託先に対して必要な情報を求め、又は委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

（指示）

第16条 発注者は、委託業務において利用する個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

(事故時の対応)

第17条 受注者は、委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反、番号法違反又はそのおそれのある事案を含む。以下同じ。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施する体制を整備しなければならない。

3 発注者は、委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第18条 発注者は、受注者が特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、委託業務の全部又は一部の契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第19条 受注者の故意又は過失により、受注者が、特記事項若しくは法令に違反し、又は特記事項若しくは法令に定める義務を怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対してその損害を賠償しなければならない。

(罰則の適用)

第20条 個人情報保護法及び番号法に規定する罰則は、この契約に係る個人情報の取扱いにおいて適用する。